

**相談無料！**

## その請求に困ったら まず司法書士にご相談ください

宮城県司法書士会では、3月7日（月）から11日（金）を「その請求に困ったらまず司法書士にご相談ください」キャンペーンとして、「裁判所から訴状が届いた」「債権者から督促状が届いた」といった御悩み事をお持ちの方からの御相談に積極的に応じています。

◎昔借りた借金の請求が来たけど払わなければいけないだろうか？

◎就職できなかった。奨学金の支払いをどうしよう…

◎給与が下がって家賃を滞納してしまった…

といったご相談がありましたら、お気軽にご相談下さい。宮城県司法書士会館で面接相談、電話相談を開催しています。

＜電話による相談＞ 月～金（祝日を除く）午後1時～8時

相談専用電話 022-221-6870

フリーダイヤル 0120-216-870

＜面接による相談＞ 要予約 月～金（祝日を除く）午後2時～4時

場 所 宮城県司法書士会館（仙台市青葉区春日町8-1）

受付電話 022-263-6755（受付時間/午前9時～午後5時）

※ 司法書士は、簡易裁判所における140万円以下の金額の民事訴訟の代理行為をすることができます。